

### 3 資産管理事務

#### (1) 公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																																																																												
商工労働部 成長産業振興室 新エネルギー 産業課	<p>旧大阪府森之宮天然ガス充填スタンド他1棟撤去工事において、撤去した財産（工作物）について、公有財産台帳からの除却処理が行われていなかった。</p> <p>工期 平成27年7月31日～平成28年1月29日            完了日 平成28年1月29日</p> <table border="1" data-bbox="513 722 1576 1629"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>財産名称 (工作物の名称)</th> <th>数量</th> <th>取得金額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>貯槽</td><td>貯水槽</td><td>1</td><td>1,800,000</td></tr> <tr><td>変電装置</td><td>キュービクル</td><td>1</td><td>2,500,000</td></tr> <tr><td>ガス設備</td><td>ガス圧縮機ユニット</td><td>1</td><td>29,200,000</td></tr> <tr><td>ガス設備</td><td>蓄ガス器ユニット</td><td>1</td><td>15,300,000</td></tr> <tr><td>雑工作物</td><td>キャノピー</td><td>1</td><td>2,600,000</td></tr> <tr><td>水道</td><td>屋外給水設備</td><td>1</td><td>2,548,620</td></tr> <tr><td>下水</td><td>屋外排水設備</td><td>1</td><td>7,195,230</td></tr> <tr><td>電信電話電力線路</td><td>屋外電気設備</td><td>1</td><td>4,665,562</td></tr> <tr><td>照明装置</td><td>屋外灯</td><td>1</td><td>584,000</td></tr> <tr><td>ガス設備</td><td>屋外ガス設備</td><td>1</td><td>885,129</td></tr> <tr><td>雑工作物</td><td>大型車庫</td><td>1</td><td>3,126,000</td></tr> <tr><td>雑工作物</td><td>点字ブロック</td><td>1</td><td>154,637</td></tr> <tr><td>囲障</td><td>目隠しフェンスA</td><td>1</td><td>365,442</td></tr> <tr><td>囲障</td><td>メッシュフェンスA</td><td>1</td><td>298,851</td></tr> <tr><td>雑工作物</td><td>渡り廊下</td><td>1</td><td>1,647,332</td></tr> <tr><td>雑工作物</td><td>サイクルラック</td><td>1</td><td>647,882</td></tr> <tr><td>雑工作物</td><td>屋外掲示板</td><td>1</td><td>787,139</td></tr> <tr><td>雑工作物</td><td>事故件数表示板</td><td>1</td><td>787,139</td></tr> <tr><td>雑工作物</td><td>カーブミラー</td><td>1</td><td>138,456</td></tr> <tr><td>雑工作物</td><td>コンクリート舗装路面</td><td>1</td><td>368,593</td></tr> <tr><td>雑工作物</td><td>アスファルト舗装路面</td><td>1</td><td>2,098,876</td></tr> <tr> <td>計21</td> <td>77,698,888</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種目	財産名称 (工作物の名称)	数量	取得金額 (円)	貯槽	貯水槽	1	1,800,000	変電装置	キュービクル	1	2,500,000	ガス設備	ガス圧縮機ユニット	1	29,200,000	ガス設備	蓄ガス器ユニット	1	15,300,000	雑工作物	キャノピー	1	2,600,000	水道	屋外給水設備	1	2,548,620	下水	屋外排水設備	1	7,195,230	電信電話電力線路	屋外電気設備	1	4,665,562	照明装置	屋外灯	1	584,000	ガス設備	屋外ガス設備	1	885,129	雑工作物	大型車庫	1	3,126,000	雑工作物	点字ブロック	1	154,637	囲障	目隠しフェンスA	1	365,442	囲障	メッシュフェンスA	1	298,851	雑工作物	渡り廊下	1	1,647,332	雑工作物	サイクルラック	1	647,882	雑工作物	屋外掲示板	1	787,139	雑工作物	事故件数表示板	1	787,139	雑工作物	カーブミラー	1	138,456	雑工作物	コンクリート舗装路面	1	368,593	雑工作物	アスファルト舗装路面	1	2,098,876	計21	77,698,888			<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、撤去された資産については、速やかに公有財産台帳から除却処理を行うとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】            (台帳の異動登録)            第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等(以下「異動」という。)により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。(以下略)            (台帳価格)            第12条            (5) 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額(以下「除却」という。)する。            ア 台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合登録されている取得価額を除却する。            イ 台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合            滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表4「固定資産計上基準表」により算定する。</p>	<p>監査において検出された不備事項について、公有財産台帳等管理システムにおいて、除却処理を行った。</p> <p>また、公有財産台帳の処理漏れを防止するため、公有地の残存施設を撤去した場合の除却処理について課内で周知を行った。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
種目	財産名称 (工作物の名称)	数量	取得金額 (円)																																																																																												
貯槽	貯水槽	1	1,800,000																																																																																												
変電装置	キュービクル	1	2,500,000																																																																																												
ガス設備	ガス圧縮機ユニット	1	29,200,000																																																																																												
ガス設備	蓄ガス器ユニット	1	15,300,000																																																																																												
雑工作物	キャノピー	1	2,600,000																																																																																												
水道	屋外給水設備	1	2,548,620																																																																																												
下水	屋外排水設備	1	7,195,230																																																																																												
電信電話電力線路	屋外電気設備	1	4,665,562																																																																																												
照明装置	屋外灯	1	584,000																																																																																												
ガス設備	屋外ガス設備	1	885,129																																																																																												
雑工作物	大型車庫	1	3,126,000																																																																																												
雑工作物	点字ブロック	1	154,637																																																																																												
囲障	目隠しフェンスA	1	365,442																																																																																												
囲障	メッシュフェンスA	1	298,851																																																																																												
雑工作物	渡り廊下	1	1,647,332																																																																																												
雑工作物	サイクルラック	1	647,882																																																																																												
雑工作物	屋外掲示板	1	787,139																																																																																												
雑工作物	事故件数表示板	1	787,139																																																																																												
雑工作物	カーブミラー	1	138,456																																																																																												
雑工作物	コンクリート舗装路面	1	368,593																																																																																												
雑工作物	アスファルト舗装路面	1	2,098,876																																																																																												
計21	77,698,888																																																																																														

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局監査:平成28年6月22日から同年7月15日まで)

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
商工労働部 雇用推進室 労政課	1 行政財産の使用許可等について、公有財産台帳の更新登録が行われていなかった。					<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【公有財産事務の手引】</b>            第2章 公有財産の取得            第3節 借用            府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産（土地、建物など）を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。            借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を明確に把握するためにも借用（物件）台帳を整備しておくこと。</p> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>            （借用財産）            第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。</p> <p>（使用許可又は貸付状況）            第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。</p> </div>	<p>今回の監査における検出事項について、公有財産台帳の更新登録及び修正を行った。</p> <p>今後、登録や更新漏れ等を防ぐため、定期的な入力確認作業を行うなど、大阪府公有財産台帳処理要領に基づく適正な事務処理を行うよう、室内で周知徹底を図った。</p>
	種別	許可数量 (㎡)	許可目的	年間使用料 (円)	許可期間		
	建物	184.85	大阪府立労働センター 事務室・資料室	1,971,270	H28.4.1 ～H29.3.31		
	建物	34.20	大阪府立労働センター 事務室・資料室	395,490	H28.4.1 ～H29.3.31		
	建物	36.00	大阪府立労働センター 書庫	416,340	H28.4.1 ～H29.3.31		
	建物	181.97	大阪府立労働センター 事務室	1,940,610	H28.4.1 ～H29.3.31		
	建物	177.20	大阪府立労働センター 事務室	1,889,790	H28.4.1 ～H29.3.31		
	建物	42.00	大阪府立労働センター 事務室	447,930	H28.4.1 ～H29.3.31		
	土地	6.84	大阪府立労働センター 現金自動設備装置	106,000	H28.4.1 ～H29.3.31		
	建物	15.75	大阪府立労働センター ESCO機器設置	91,150	H28.4.1 ～H29.3.31		
	建物	16.86	大阪府立労働センター 携帯電話閉空間 ブースター基地局設置	195,040	H28.4.1 ～H29.3.31		
	建物	1,015.97	大阪府立労働センター 大阪府労働委員会 事務局 執務室ほか	免除 (使用承認)	H28.4.1 ～H29.3.31		
建物	55.86	大阪府立労働センター 喫茶室	2,138,400	H28.4.1 ～H29.3.31			

種別	許可数量 (㎡)	許可目的	年間使用料 (円)	許可期間
建物	0.5㎡以上 1㎡未満 11箇所	大阪府立労働 センター 自動販売機設 置	4,999,960	H28.4.1 ～H29.3.31
建物	0.5㎡以上 1㎡未満 10箇所	大阪府立労働 センター 自動販売機設 置	4,601,340	H28.4.1 ～H29.3.31

計 13件

2 普通財産の貸付について、公有財産台帳の更新登録が行われていなかった。

種別	貸付数量 (㎡)	貸付目的	年間貸付料 (円)	貸付期間
土地	6,359.01	あいりん労働福祉 センター 日雇労働者の福利厚生	7,133,800	注1) H27.4.1 ～H28.3.31
建物	3,614.88	あいりん労働福祉 センター 日雇労働者の福利厚生	788,610	注2) H27.4.1 ～H28.3.31
土地	859.67	元あいりん労働公共 職業安定所西成分室 ホームレス就業支援対策	免除 (無償貸付)	注3) H27.4.1 ～H28.3.31
建物	696.64	元あいりん労働公共職業 安定所西成分室 ホームレス就業支援対策	免除 (無償貸付)	注4) H27.4.1 ～H28.3.31
土地	824.80	元臨時夜間緊急避難所 ホームレス就業支援対策	免除 (無償貸付)	注5) H27.4.1 ～H28.3.31

計 5件

注1)、注2)については、公有財産台帳では貸付期間が、「H25.4.1～H26.3.31」のまま放置されていた。

注3)、注4)、注5)については、公有財産台帳では貸付期間が、「H23.4.1～H24.3.31」のまま放置されていた。

3 借用財産について、公有財産台帳の更新登録を行っていないもの及び借用数量の登録に誤りがあるものがあった。

(更新登録を行っていないもの)

種別	所在地	借用数量 (㎡)	賃借料 (円)	借用目的	借用期間
土地	吹田市千里 万博公園23-17 (オサカサンプレス)	17,253.96	96,622,200	宿泊健康増進 施設敷地	H27.4.1 ~H28.3.31

※ 公有財産台帳では借用期間が、「H26.4.1~H27.3.31」のまま放置されていた。

(借用数量の登録に誤りがあるもの)

種別	所在地	借用数量 (㎡)	賃借料 (円)	借用目的	借用期間
建物	大阪市中央区 石町2-5-3 (大阪府立労働 センター南館)	正) 1,266.59 誤) 1,320.04	41,612,496	南ホール 及び講習室	H15.11.1 ~継続中

※ 公有財産台帳では借用数量が、「1,320.04㎡」と登録されていた。

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局監査:平成28年6月22日から同年7月15日まで)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
商工労働部 雇用推進室 就業促進課	<p>行政財産の使用許可を行っているが、公有財産台帳に登録されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="498 527 1394 779"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量 (㎡)</th> <th>許可目的</th> <th>年間使用料 (円)</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>127.64</td> <td>大阪府立 労働センター 事務室等</td> <td>1,475,920</td> <td>H28.4.1 ~H29.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量 (㎡)	許可目的	年間使用料 (円)	許可期間	建物	127.64	大阪府立 労働センター 事務室等	1,475,920	H28.4.1 ~H29.3.31	<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>            (使用許可又は貸付状況)            第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。</p> </div>	<p>今回の監査における検出事項について、公有財産台帳システムに登録を行った。</p> <p>今後、登録や更新漏れ等を防ぐため、定期的な入力確認作業を行うなど、大阪府公有財産台帳処理要領に基づく適正な事務処理を行うよう、室内で周知徹底を図った。</p>
種別	許可数量 (㎡)	許可目的	年間使用料 (円)	許可期間									
建物	127.64	大阪府立 労働センター 事務室等	1,475,920	H28.4.1 ~H29.3.31									

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局監査：平成28年6月22日から同年7月15日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
商工労働部 雇用推進室 人材育成課	<p>普通財産の貸付について、公有財産台帳の更新登録が行われていなかった。</p> <p>注1)については、公有財産台帳では貸付期間が、「H24. 4. 1～H25. 3. 31」のまま放置されていた。注2)については、公有財産台帳では貸付期間が、「H23. 9. 1～H24. 3. 31」のまま放置されていた。</p> <table border="1" data-bbox="477 638 1463 999"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>貸付数量 (㎡)</th> <th>貸付目的</th> <th>年間貸付料 (円)</th> <th>貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>2,158.83</td> <td>大阪府港湾教育 訓練センター 事務所等</td> <td>免除 (無償貸付)</td> <td>注1) H27. 4. 1 ～H28. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>334.40</td> <td>元 大阪地域職業 訓練センター敷地 駐車場用地</td> <td>955,900</td> <td>注2) H27. 4. 1 ～H28. 3. 31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	貸付数量 (㎡)	貸付目的	年間貸付料 (円)	貸付期間	建物	2,158.83	大阪府港湾教育 訓練センター 事務所等	免除 (無償貸付)	注1) H27. 4. 1 ～H28. 3. 31	土地	334.40	元 大阪地域職業 訓練センター敷地 駐車場用地	955,900	注2) H27. 4. 1 ～H28. 3. 31	<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>            (使用許可又は貸付状況)            第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。</p> </div>	<p>今回の監査における検出事項について、公有財産台帳の更新登録を行った。</p> <p>今後、登録や更新漏れ等を防ぐため、定期的な入力確認作業を行うなど、大阪府公有財産台帳処理要領に基づく適正な事務処理を行うよう、室内で周知徹底を図った。</p>
種別	貸付数量 (㎡)	貸付目的	年間貸付料 (円)	貸付期間														
建物	2,158.83	大阪府港湾教育 訓練センター 事務所等	免除 (無償貸付)	注1) H27. 4. 1 ～H28. 3. 31														
土地	334.40	元 大阪地域職業 訓練センター敷地 駐車場用地	955,900	注2) H27. 4. 1 ～H28. 3. 31														

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局監査:平成28年6月22日から同年7月15日まで)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
都市整備部 都市計画室 公園課	<p>平成27年度の普通財産の貸付けについて、公有財産台帳の更新がされていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="528 531 1121 653"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通財産貸付</td> <td>更新登録漏れ</td> <td>12件</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	件数	普通財産貸付	更新登録漏れ	12件	<p>公有財産台帳システムの登録を行うとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>            (使用許可又は貸付状況)</p> <p>第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。</p> <p>2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>	<p>更新登録漏れの貸付情報については、速やかに公有財産台帳システムへ更新登録を行った。</p> <p>今後は、更新登録漏れが起こらないように、年間スケジュールに沿った事務手続フロー図を作成し、適正な事務処理を行う。</p>
項目	内容	件数							
普通財産貸付	更新登録漏れ	12件							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月20日から同年7月12日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																																																																		
教育庁 教育振興室 保健体育課	<p>次の施設に係る工作物が、公有財産台帳に登録されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="528 478 1469 1486"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>種目名称</th> <th>数量</th> <th>取得金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">漕艇センター</td> <td>浄化槽</td> <td>1</td> <td>50,090,000</td> </tr> <tr> <td>給水設備</td> <td>1</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>排水設備</td> <td>1</td> <td>207,000</td> </tr> <tr> <td>電力線路</td> <td>1</td> <td>402,000</td> </tr> <tr> <td>受電設備</td> <td>1</td> <td>1,591,000</td> </tr> <tr> <td>艇引揚機</td> <td>1</td> <td>1,782,000</td> </tr> <tr> <td>倉庫</td> <td>1</td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td>公認コース設備</td> <td>1</td> <td>19,719,000</td> </tr> <tr> <td>屋外放送設備</td> <td>1</td> <td>2,600,000</td> </tr> <tr> <td>アルミパンチング塀</td> <td>1</td> <td>2,347,000</td> </tr> <tr> <td>車止め</td> <td>1</td> <td>325,900</td> </tr> <tr> <td>植え込み</td> <td>1</td> <td>680,000</td> </tr> <tr> <td>自転車置き場パイプ</td> <td>1</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>13</td> <td>80,375,900</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">臨海スポーツセンター</td> <td>門</td> <td>3</td> <td>2,408,000</td> </tr> <tr> <td>囲障</td> <td>1</td> <td>7,160,000</td> </tr> <tr> <td>築庭</td> <td>1</td> <td>16,188,000</td> </tr> <tr> <td>渡り廊下</td> <td>1</td> <td>8,771,000</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>6</td> <td>34,527,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">体育会館</td> <td>貯槽</td> <td>1</td> <td>5,999,000</td> </tr> <tr> <td>築庭</td> <td>1</td> <td>12,100,000</td> </tr> <tr> <td>下水</td> <td>1</td> <td>26,892,000</td> </tr> <tr> <td>雑工作物</td> <td>1</td> <td>24,468,000</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>4</td> <td>69,459,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>23</td> <td>184,361,900</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	種目名称	数量	取得金額（円）	漕艇センター	浄化槽	1	50,090,000	給水設備	1	120,000	排水設備	1	207,000	電力線路	1	402,000	受電設備	1	1,591,000	艇引揚機	1	1,782,000	倉庫	1	492,000	公認コース設備	1	19,719,000	屋外放送設備	1	2,600,000	アルミパンチング塀	1	2,347,000	車止め	1	325,900	植え込み	1	680,000	自転車置き場パイプ	1	20,000	小計	13	80,375,900	臨海スポーツセンター	門	3	2,408,000	囲障	1	7,160,000	築庭	1	16,188,000	渡り廊下	1	8,771,000	小計	6	34,527,000	体育会館	貯槽	1	5,999,000	築庭	1	12,100,000	下水	1	26,892,000	雑工作物	1	24,468,000	小計	4	69,459,000	合計	23	184,361,900	<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>          (台帳の取得登録)          第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。(以下略)</p> </div>	<p>監査結果を受け、未登録の工作物について公有財産台帳に登録を行った。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき事務処理を行うとともに、財産を取得した場合は、取得と同時にシステムを用いて取得登録を行うものとする。</p>
施設名	種目名称	数量	取得金額（円）																																																																																		
漕艇センター	浄化槽	1	50,090,000																																																																																		
	給水設備	1	120,000																																																																																		
	排水設備	1	207,000																																																																																		
	電力線路	1	402,000																																																																																		
	受電設備	1	1,591,000																																																																																		
	艇引揚機	1	1,782,000																																																																																		
	倉庫	1	492,000																																																																																		
	公認コース設備	1	19,719,000																																																																																		
	屋外放送設備	1	2,600,000																																																																																		
	アルミパンチング塀	1	2,347,000																																																																																		
	車止め	1	325,900																																																																																		
	植え込み	1	680,000																																																																																		
	自転車置き場パイプ	1	20,000																																																																																		
小計	13	80,375,900																																																																																			
臨海スポーツセンター	門	3	2,408,000																																																																																		
	囲障	1	7,160,000																																																																																		
	築庭	1	16,188,000																																																																																		
	渡り廊下	1	8,771,000																																																																																		
	小計	6	34,527,000																																																																																		
体育会館	貯槽	1	5,999,000																																																																																		
	築庭	1	12,100,000																																																																																		
	下水	1	26,892,000																																																																																		
	雑工作物	1	24,468,000																																																																																		
	小計	4	69,459,000																																																																																		
合計	23	184,361,900																																																																																			

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月16日から同年7月14日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
教育庁 文化財保護課	<p>過年度に無償譲渡した財産（工作物）について、公有財産台帳からの除却処理が行われていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="528 541 1409 808"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>財産名称 (工作物の名称)</th> <th>数量</th> <th>取得金額</th> <th>譲渡年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>諸標</td> <td>看板</td> <td>1</td> <td>39,000円</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>諸標</td> <td>説明板</td> <td>1</td> <td>252,000円</td> <td>24. 7. 31</td> </tr> </tbody> </table>	種目	財産名称 (工作物の名称)	数量	取得金額	譲渡年月日	諸標	看板	1	39,000円	不明	諸標	説明板	1	252,000円	24. 7. 31	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、無償譲渡した資産については、公有財産台帳からの除却処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の異動登録) 第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等(以下「異動」という。)により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。(以下略) (台帳価格) 第12条 (5) 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額(以下「除却」という。)する。 ア 台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合登録されている取得価額を除却する。 イ 台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表4「固定資産計上基準表」により算定する。</p>	<p>看板については、史跡継体天皇樟葉宮跡伝承地(私有地)に設置されたもので、現在は私有地の所有者が管理しているため、公有財産台帳から除却した。</p> <p>説明板については、史跡月峯寺跡に設置したもので、平成24年7月31日付けで能勢町へ無償譲渡したものであるため、公有財産台帳から除却した。</p>
種目	財産名称 (工作物の名称)	数量	取得金額	譲渡年月日														
諸標	看板	1	39,000円	不明														
諸標	説明板	1	252,000円	24. 7. 31														

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年6月16日から同年7月14日まで)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
刀根山高等学校	<p>平成25年度に撤去した財産（工作物）について、公有財産台帳からの除却処理が行われていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="546 516 1593 701"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>用途</th> <th>財産名称 (工作物の名称)</th> <th>数量</th> <th>取得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊戯設備</td> <td>その他 (遊戯設備)</td> <td>踏切板</td> <td>2</td> <td>32,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種目	用途	財産名称 (工作物の名称)	数量	取得金額	遊戯設備	その他 (遊戯設備)	踏切板	2	32,000円	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、撤去された資産については、公有財産台帳からの除却処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b> (台帳の異動登録)</p> <p>第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略）</p> <p>(台帳価格)</p> <p>第12条</p> <p>(5) 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。</p> <p>ア 台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合 登録されている取得価額を除却する。</p> <p>イ 台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合 滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表4「固定資産計上基準表」により算定する。</p> </div>	<p>監査において検出された不備事項について、財産活用課と調整し、公有財産台帳システムから除去処理を行った。</p> <p>今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
種目	用途	財産名称 (工作物の名称)	数量	取得金額									
遊戯設備	その他 (遊戯設備)	踏切板	2	32,000円									

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年5月23日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																														
刀根山高等学校	<p>行政財産の使用許可を行っている下記について、公有財産台帳に登録されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="537 562 1623 1089"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>108.61㎡</td> <td>学校食堂</td> <td>337,600円</td> <td>H28.4.1～H32.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>2.00㎡</td> <td>電柱支線</td> <td>3,400円</td> <td>H25.4.1～H30.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>7.00㎡</td> <td>電話本柱 他</td> <td>10,500円</td> <td>H25.4.1～H30.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>1.00㎡</td> <td>看板(災害避難場所表示板)</td> <td>免除</td> <td>H25.4.1～H30.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>0.09㎡</td> <td>標柱(道路反射鏡)</td> <td>免除</td> <td>H25.4.1～H30.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	建物	108.61㎡	学校食堂	337,600円	H28.4.1～H32.3.31	土地	2.00㎡	電柱支線	3,400円	H25.4.1～H30.3.31	土地	7.00㎡	電話本柱 他	10,500円	H25.4.1～H30.3.31	土地	1.00㎡	看板(災害避難場所表示板)	免除	H25.4.1～H30.3.31	土地	0.09㎡	標柱(道路反射鏡)	免除	H25.4.1～H30.3.31	<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b> (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。</p> </div>	<p>監査において検出された不備事項について、公有財産台帳システムに登録を行った。 今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																													
建物	108.61㎡	学校食堂	337,600円	H28.4.1～H32.3.31																													
土地	2.00㎡	電柱支線	3,400円	H25.4.1～H30.3.31																													
土地	7.00㎡	電話本柱 他	10,500円	H25.4.1～H30.3.31																													
土地	1.00㎡	看板(災害避難場所表示板)	免除	H25.4.1～H30.3.31																													
土地	0.09㎡	標柱(道路反射鏡)	免除	H25.4.1～H30.3.31																													

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年5月23日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																							
長野高等学校	<p>1 公有財産台帳に登録内容が誤っているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="528 520 1163 667"> <tr> <th colspan="2">台帳登録</th> <th rowspan="2">財産名称</th> </tr> <tr> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>建物</td> <td>渡り廊下</td> </tr> </table> <p>※屋根のみの渡り廊下</p> <p>2 行政財産の使用許可を行っている下記について、公有財産台帳に登録が行われていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="436 892 1380 1325"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>12.50㎡</td> <td>売店</td> <td>16,200円</td> <td>H28.4.1～ H33.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>2台</td> <td>自動販売機</td> <td>34,600円</td> <td>H28.4.1～ H33.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	台帳登録		財産名称	正	誤	工作物	建物	渡り廊下	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	建物	12.50㎡	売店	16,200円	H28.4.1～ H33.3.31	土地	2台	自動販売機	34,600円	H28.4.1～ H33.3.31	<p>速やかに公有財産台帳に登録し、又は登録内容を修正するとともに、今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p><b>【公有財産事務の手引】</b>  第3章 公有財産の管理事務  第2節 公有財産台帳の整備  第2 台帳整備  1 台帳への登録  (2) 建物等の定義  ① 建物  建物とは、屋根及び周壁又は、これと同等のものを有し、土地に定着した建築物であって、その目的とする用途に供する状態にあるものをいう（原則として、仮設建築物は含まれない。）  周壁（側壁も同様とする。）とは、社会通念上容易に取り外しのできないものであり、当該建築物の軒の高さの1/2以上を占めるものをいう。  ② 工作物  工作物とは、土地の定着物（立木を除く。）のうち、建物以外のもので継続して独立の効用を果たすものをいう。  土地の定着物とは、土地に固定的に付着して容易に移動しえないものであって、土地から分離すれば、当該財産としての効用を果たさないものをいう。</p> </div> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>  （使用許可又は貸付状況）  第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。</p>	<p>公有財産台帳に誤って建物として登録されている部分を修正し、新たに工作物として登録した。（平成28年9月26日付け）</p> <p>行政財産使用許可について公有財産台帳に登録した。（平成28年9月26日付け）</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適切に事務処理を行う。</p>
台帳登録		財産名称																								
正	誤																									
工作物	建物	渡り廊下																								
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																						
建物	12.50㎡	売店	16,200円	H28.4.1～ H33.3.31																						
土地	2台	自動販売機	34,600円	H28.4.1～ H33.3.31																						

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年5月31日）